

ICTサービスにおける 個人情報・利用者情報等の取扱いに関する現状

事務局

- 電気通信分野における個人情報・利用者情報等の取扱いに関する制度と現状
- 新たな課題に対するこれまでの総務省の取組
- インターネット上での個人情報・利用者情報等の取扱いに関する制度と現状
- 海外の状況

個人情報の保護に関する法律 (平成17年4月全面施行)

基本理念、国及び地方公共団体の責務・施策、
基本方針の策定、等(第1章～第3章)

個人情報取扱事業者の
義務規定、等
(第4章～第6章)

【主務大臣制】
事業分野ごとの措置
27分野40ガイドライン
(平成26年3月現在)

電気通信事業における
個人情報保護に関する
ガイドライン(告示)
放送受信者等の個人情
報の保護に関する指針
(告示)

行政機関の保有する
個人情報の保護に関する法律

独立行政法人等の有する
個人情報の保護に関する法律

地方公共団体において制定される
個人情報保護条例

公的部門

民間部門

新たな課題に対するこれまでの総務省の取組

○ライフログ活用サービスに関する検討報告

(諸問題研第二次提言:平成22年5月公表)

※ライフログ(利用者の蓄積された個人の生活の履歴)を活用したサービスとプライバシー保護等の関係を整理

○スマートフォン プライバシー イニシアティブ

(平成24年8月公表)

※アプリ提供者等が利用者情報の適切な取扱いについて自主的に取り組むべき「スマートフォン利用者情報取扱指針」を提言

○スマートフォン プライバシー イニシアティブⅡ

(平成25年9月公表)

※個々のアプリケーション等について、利用者情報の適切な取扱いが行われているかどうか等を、第三者が検証する仕組みを提言

○位置情報プライバシーレポート

(平成26年7月公表)

※通信の秘密や個人情報、プライバシーを適切に保護しつつ、ビジネス利用も含めた位置情報の社会的利活用を促進するため、位置情報の取得、利用及び第三者提供時の適切な取扱いについて整理

○パーソナルデータの利用・流通に関する研究会報告書

(平成25年6月公表)

※パーソナルデータの利活用のルールを明確化するため、パーソナルデータの利活用の枠組み及びその実現のための方向性を提示

ライフログの活用、スマホアプリ、位置情報、パーソナルデータの利活用ルールの明確化等の新たな課題への対応

- 「通信の秘密」は、通信が人間の社会生活にとって必要不可欠なコミュニケーション手段であることから、表現の自由の保障を実効あらしめるとともに、個人の私生活の自由を保護し、個人生活の安寧を保障する（プライバシーの保護）ため、憲法上の基本的人権の一つとして、憲法第21条第2項において保障されているもの。
- 日本国憲法の規定を受け、電気通信事業法において、罰則をもって「通信の秘密」を保護する規定が定められており、電気通信事業法上「通信の秘密」は厳格に保護されている。

日本国憲法

第21条 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

電気通信事業法

（秘密の保護）

第4条 電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。

第179条 電気通信事業者の取扱中に係る通信（第164条第2項に規定する通信を含む。）の秘密を侵した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

通信の秘密の侵害

通信の秘密を侵害する行為は、以下の3類型に大別されている。

- 知得＝「積極的に通信の秘密を知ろうとする意思のもとで知り得る状態に置くこと」
- 窃用＝「発信者又は受信者の意思に反して利用すること」
- 漏えい＝「他人が知り得る状態に置くこと」

通信の秘密の侵害に当たらない場合について

- 一般に、通信の秘密の侵害が許容される場合としては、通信当事者の有効な同意がある場合のほか、下記のような違法性阻却事由がある場合には、通信の秘密の侵害が許容される。

（1） 正当業務行為に該当する場合

電気通信事業者としての業務を遂行するために必要な場合であって、①目的の正当性、②行為の必要性、③手段の相当性の要件を満たすことが必要。典型的には、課金や料金請求のために必要な場合において、最低限度で通信の秘密を侵す行為は、当該条件を満たすと考えられる。

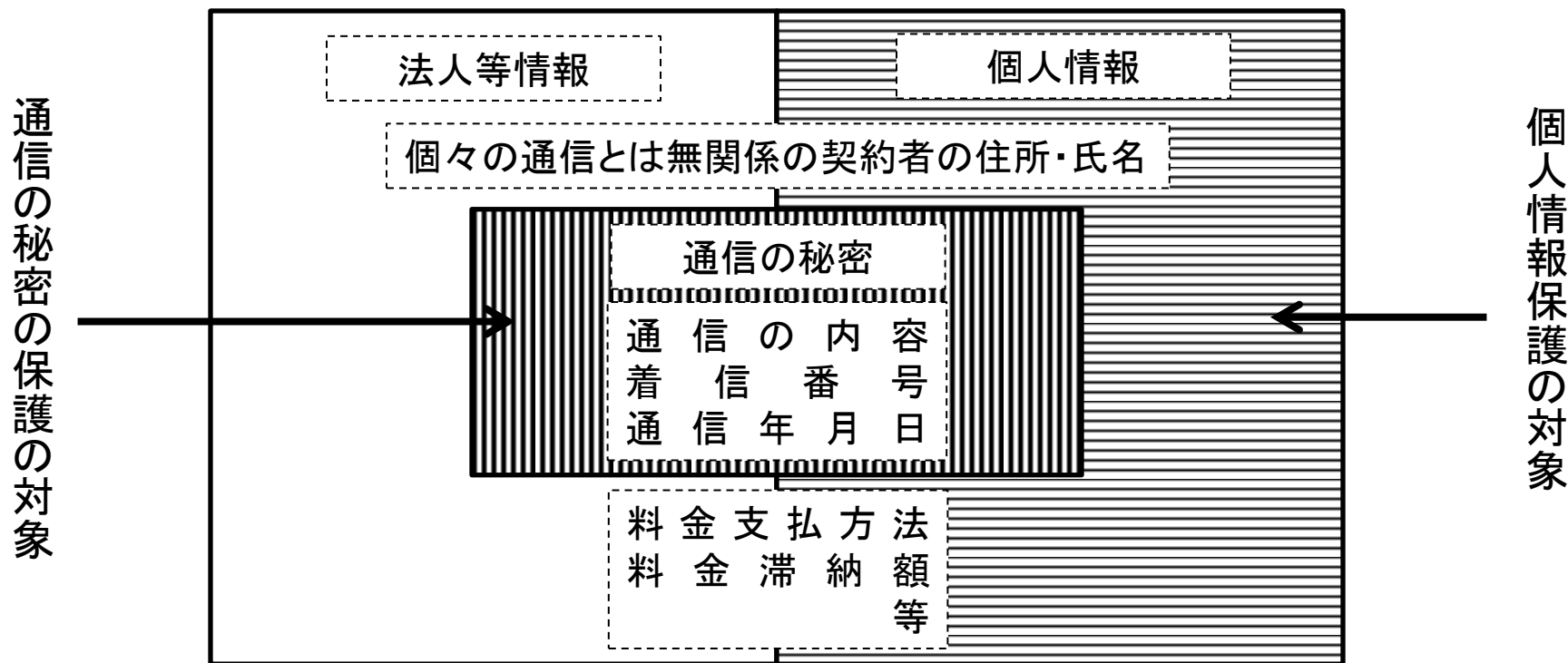
（2） 正当防衛、緊急避難に該当する場合

正当防衛の要件（①急迫不正の侵害に対して、②自己又は他人の権利を防衛するために、③やむを得ずした行為）、緊急避難の要件（①現在の危難の存在、②法益の権衡、③補充性）を満たす場合。典型的には、通信施設に対する攻撃に対応したり人の生命身体に対する危険を避けたりするために通信の秘密を侵すことが必要な場合等が挙げられる。

ガイドラインの概要

本ガイドラインは、電気通信事業者に対する個人情報保護法の適用の基準を明らかにするとともに、通信の秘密に係る電気通信事業法第4条その他の関連規定を踏まえ、特に個人情報の適正な取扱いの厳格な実施を求められる電気通信事業者が、個人情報の取扱いに当たり遵守すべき基本的事項を明らかにするもの

●個人情報と通信の秘密との関係



ガイドラインの構成

第1章 総則

第1条 (目的)

第2条 (定義)

第3条 (一般原則)

第2章 個人情報の取扱いに関する共通原則

第4条 (取得の制限)

第5条 (利用目的の特定)

第6条 (利用目的による制限)

第7条 (適正な取得)

第8条 (取得に際しての利用目的の通知等)

第9条 (正確性の確保)

第10条 (保存期間等)

第11条 (安全管理措置)

第12条 (従業者及び委託先の監督)

第13条 (個人情報保護管理者)

第14条 (プライバシーポリシー)

第15条 (第三者提供の制限)

第16条 (個人情報に関する事項の公表等)

第17条 (個人情報の開示及び訂正等)

第18条 (理由の説明)

第19条 (開示等の求めに応じる手続)

第20条 (手数料)

第21条 (苦情の処理)

第22条 (漏えい等が発生した場合の対応)

第3章 各種情報の取扱い

第23条 (通信履歴)

第24条 (利用明細)

第25条 (発信者情報)

第26条 (位置情報)

第27条 (不払い者等情報)

第28条 (迷惑メール等送信に係る加入者情報)

第29条 (電話番号情報)

第4章 雑則

第30条 (ガイドラインの見直し)

ガイドラインのこれまでの改訂等の状況

- 平成3年9月
電気通信事業における個人情報保護のガイドラインを策定・公表。
- 平成16年8月
個人情報保護法全面施行を見据え、全面改訂。
- 平成17年10月
「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号)」に違反するメール送信等大量送信行為を理由として利用停止措置を受けた加入者に関する情報の交換を可能とするための条文を追加。
- 平成19年9月
位置情報サービスの多様化やGPS機能付き端末の普及を受け、位置情報サービスを提供する際に電気通信事業者が講ずるべき必要な措置の内容を明確化するため、解説を改訂。
- 平成21年12月
「個人情報の保護に関する基本方針の一部変更」(平成20年4月閣議決定)及び「ガイドラインの共通化の考え方について」(平成20年7月内閣府)を踏まえ、プライバシーポリシーの記載事項、見直し規定の追加及び文言を整理。第27条に規定のある電気通信事業者間で交換できる情報として、「不払い者情報」に加え、「契約者確認に応じない者の情報」を追加。第15条の解説において、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号)第29条が、ガイドライン第15条(法令に基づく場合等を除き、本人の同意がなければ第三者提供は不可)における「法令」であることを明記。
- 平成22年7月
個人情報の匿名化処理は個人情報の利用に当たらず、利用目的を特定する必要がないことを明確化するため、解説を改訂。モバイルPC等による個人情報の持ち出し時の安全管理措置の在り方及び留意点について解説を改訂。適切な技術的保護措置が講じられていた場合に、個人情報の漏えい等発生時の手続を緩和。
- 平成23年11月
ガイドライン第4条の規定にかかわらず、当該位置情報が取得されていることを利用者が知ることができるときであって、かつ、裁判官の発付した令状に従うときに限り、位置情報を取得するものとするを明記。
- 平成25年9月
ガイドライン第26条第3項のほか、救助を要する者を捜索し、救助を行う警察、海上保安庁又は消防その他これに準ずる機関からの要請により救助を要する者の位置情報の取得を求められた場合においては、その者の生命又は身体に対する重大な危険が切迫しており、かつ、その者を早期に発見するために当該位置情報を取得することが不可欠であると認められる場合に限り、当該位置情報を取得するものとするを明記。

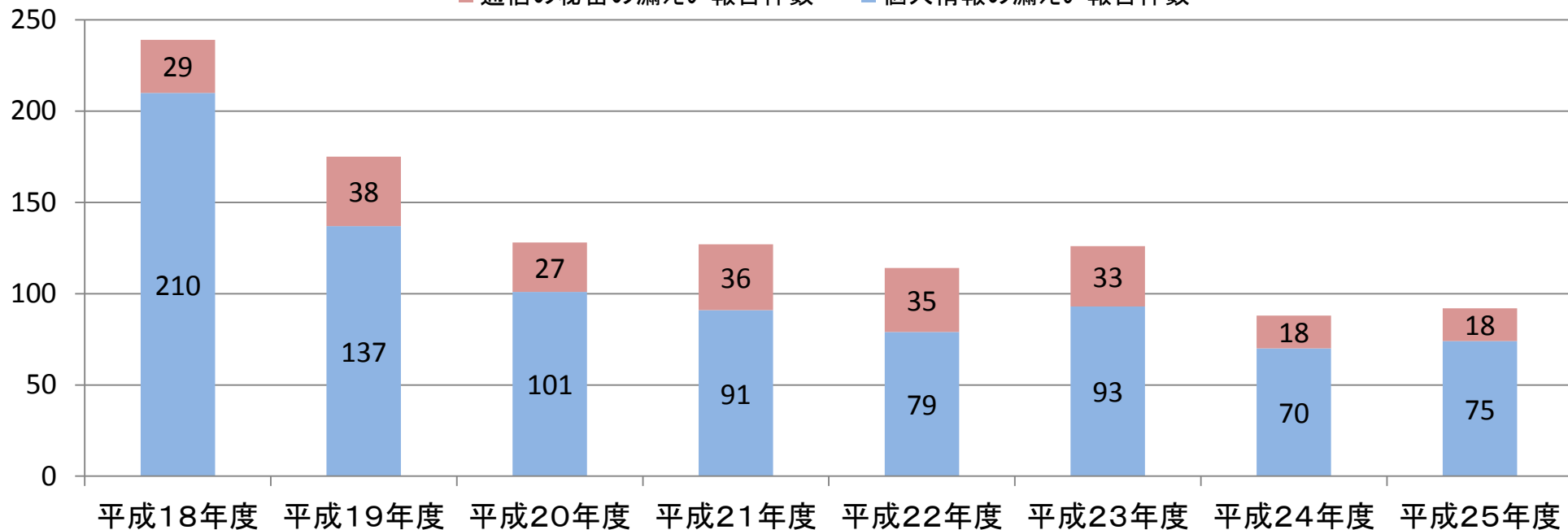
「電気通信事業法」及び「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」 に基づく漏えい事案の報告件数*1の推移

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
①通信の秘密漏えい件数	29件	38件	27件	36件	35件	33件	18件	18件
②個人情報漏えい件数*2	210件	137件	101件	91件	79件	93件	70件	75件
【①+②】漏えい件数	239件	175件	128件	127件	114件	126件	88件	93件

(*1) 件数については、事業者が事案を認知した日を基準に整理。

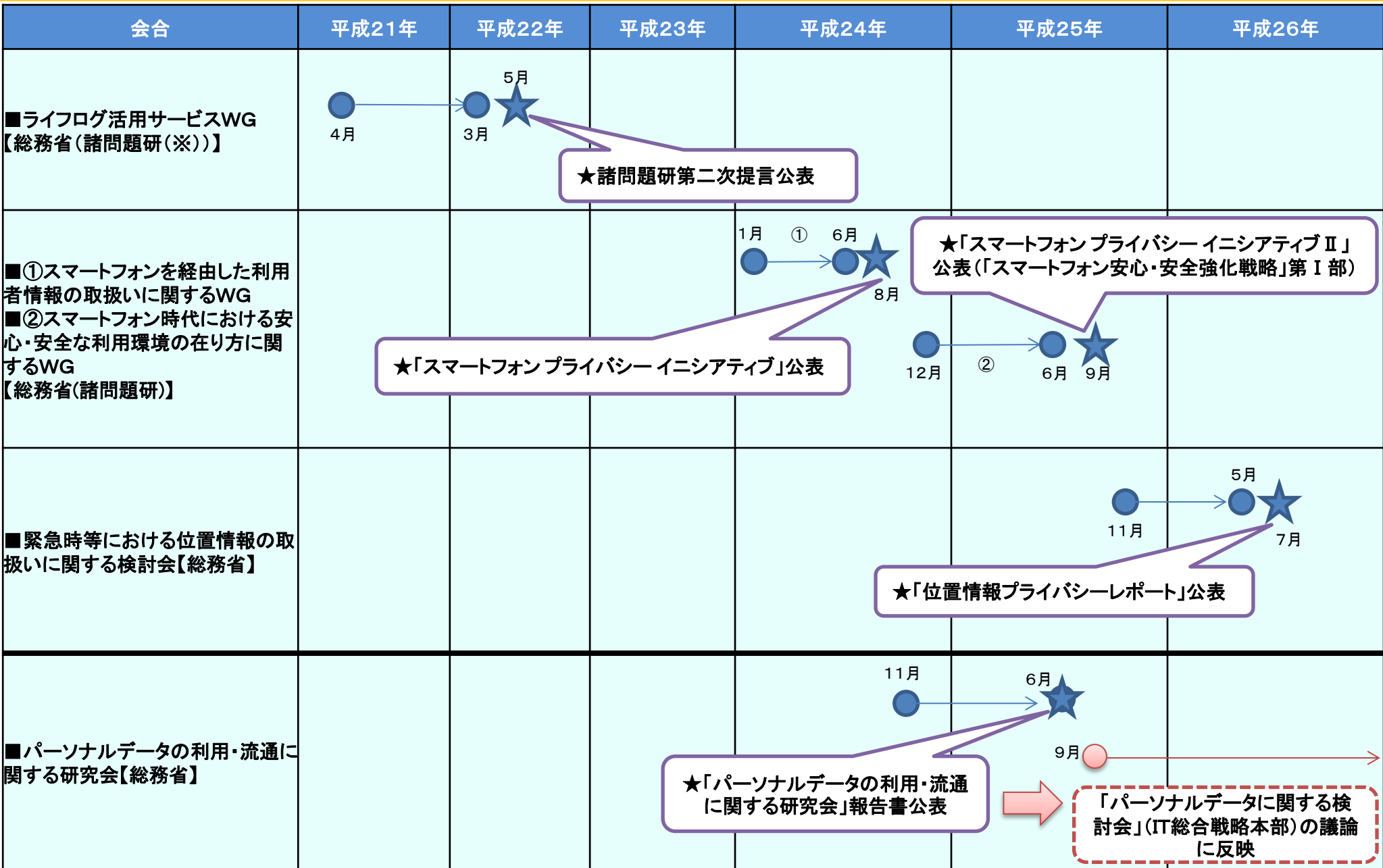
(*2) 漏えい件数には、「漏えい」のほか、「滅失」、「き損」の事案を含む。

■ 通信の秘密の漏えい報告件数 ■ 個人情報の漏えい報告件数



- 電気通信分野における個人情報・利用者情報等の取扱いに関する制度と現状
- 新たな課題に対するこれまでの総務省の取組
- インターネット上での個人情報・利用者情報等の取扱いに関する制度と現状
- 海外の状況

新たな課題に対するこれまでの総務省の取組



(※)「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」(平成21年4月設置)

○ライフログ(蓄積された個人の生活履歴)活用サービスは、その態様によっては、利用者の不安感・不快感を惹起し、また、プライバシーを侵害するおそれがある。

○事業者は、ライフログの取扱いにあたって、利用者に対して一定の配慮をなすことが望ましい。

⇒事業者にとって自主的なガイドライン等を策定するに当たっての指針となる緩やかな配慮原則を策定(注)

(注)対象情報:特定の端末、機器及びブラウザ等を識別することができるもの(クッキー技術等を用いて生成された識別情報、携帯電話端末に係るいわゆる契約者固有ID等のほか、これらと結びつけることが可能な行動履歴をいう。)

対象事業者:対象情報を事業(ただし、対象情報を蓄積せずに行う事業は除く。)の用に供している者とする。

①広報、普及・啓発活動の推進

対象事業者その他の関係者は、利用者のリテラシーの向上や、不安感や不快感の払拭に資するため、対象情報を活用したサービスの仕組みや、本配慮原則に基づく取組について、広報その他の啓発活動に努めるものとする。

②透明性の確保

対象事業者等は、対象情報の取得・保存・利活用及び利用者関与の手段の詳細について、利用者に通知し、又は容易に知りうる状態に置く(以下「通知等」という。)よう努めるものとする。通知等にあたっては、利用者が容易に認識かつ理解できるものとするよう努めるものとする。

③利用者関与の機会の確保

対象事業者は、その事業の特性に応じ、対象情報の取得停止や利用停止等の利用者関与の手段を提供するよう努めるものとする。

④適正な手段による取得の確保

対象事業者は、対象情報を適正な手段により取得するよう努めるものとする。

⑤適切な安全管理の確保

対象事業者は、その取り扱う対象情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の対象情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるよう努めるものとする。

⑥苦情・質問への対応体制の確保

対象事業者は、対象情報の取扱いに関する苦情・質問への適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

2. 「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」(Smartphone Privacy Initiative) (SPI:平成24年8月公表、SPIⅡ:平成25年9月公表)

スマートフォン プライバシー イニシアティブ (平成24年8月公表)

スマートフォン上の利用者情報が安心・安全な形で活用され、利便性の高いサービス提供につながるよう、諸外国の動向を含む現状と課題を把握し、利用者情報の取扱いに関して必要な対応について検討し提言を公表。

<主な提言内容>

- ◆利用者情報の取扱いに関する基本原則の提示(「スマートフォン利用者情報取扱指針」の策定)
- ◆アプリケーションごとのプライバシーポリシーの作成・公表、業界団体による自主ガイドラインの策定
- ◆電話帳情報や位置情報等プライバシー性の高い情報の収集については、個別の同意を取得 等

「スマートフォン利用者情報取扱指針」の策定

6つの基本原則

- | | | |
|--------------|------------------|------------------|
| ① 透明性の確保 | ② 利用者関与の機会の確保 | ③ 適正な手段による取得の確保 |
| ④ 適切な安全管理の確保 | ⑤ 苦情・相談への対応体制の確保 | ⑥ プライバシー・バイ・デザイン |

利用者情報取得者における取組 (アプリ提供者、情報収集モジュール提供者等による取組)

(1) プライバシー・ポリシーの作成

☞ アプリケーションや情報収集モジュールごとに分かりやすく作成(簡略版も作成)。

- ① 情報を取得するアプリ提供者等の氏名又は名称
- ② 取得される情報の項目
- ③ 取得方法
- ④ 利用目的の特定・明示
- ⑤ 通知・公表又は同意取得の方法、利用者関与の方法
- ⑥ 外部送信・第三者提供・情報収集モジュールの有無
- ⑦ 問合せ窓口
- ⑧ プライバシーポリシーの変更を行う場合の手続

(2) 適切な安全管理措置

- (3) 情報収集モジュール提供者に関する特記事項
- (4) 広告事業者に関する特記事項

関係事業者における取組

(1) 移動体通信事業者・端末提供者

- ☞ スマートフォン販売時等
- ☞ 移動体通信事業者のアプリケーション提供サイト

(2) アプリ提供サイト運営事業者、OS提供事業者

- ☞ アプリケーション提供サイト

(3) その他関係しうる事業者

- ☞ アプリケーション推薦等



スマートフォン プライバシー イニシアティブ II (平成25年9月公表)

アプリケーションのプライバシーポリシーの作成・掲載は十分には進んでおらず、プライバシーポリシーの作成・掲載を一層推進するとともに、利用者情報の適正な取扱いの実効性を確保するために、運用面・技術面から第三者がアプリケーションを検証する仕組みを民間主導で推進すること等の提言を公表。

「スマートフォン利用者情報取扱指針」の実効性確保を高める観点から第三者検証を整備する必要性を提示

● アプリケーションの第三者検証の意義

- ・個々のアプリケーション等について、利用者情報の適切な取扱いが行われるかどうか等を運用面・技術面から第三者が検証する仕組みが民間主導により整えられることが望ましい。
- ・利用者にとっては、アプリケーションが適正なアプリケーションプライバシーポリシーの下、適正な運用がなされているかどうか第三者によって客観的に確認されることにより、それを利用するかどうかの有効な判断基準となり得る。

● 第三者検証を実施する方式

様々な主体が、それぞれの能力や機能に応じた多様な第三者検証サービスを、ビジネスモデルに応じて提供する方式が推奨される。ただし、検証の結果に対する信頼感のある程度共通化させるために、検証の基準は共通化しておくことを推奨。

【第三者検証の実施内容】

アプリケーションごとの検証

アプリケーションのプライバシーポリシーの記載の検証

①アプリケーションのプライバシーポリシー等の作成・公表の有無等

②アプリケーションのプライバシーポリシーの記載事項

利用者情報に関する技術的検証

①外部送信される利用者情報の有無等

②アプリケーションのプライバシーポリシーとの整合

アプリケーションに対する信頼の醸成

利用者への客観的な判断基準の提供

- 電気通信事業者が取得する位置情報は、その適切な利活用により、防災・減災や街づくり、観光地・商店街の活性化等様々な社会的効果が期待されるとともに、利用者に向けた様々な有用なサービスの展開が期待されるなど、パーソナルデータとしての利活用が高く期待されている。
- パーソナルデータとして利活用が期待されている電気通信事業者が取得する位置情報について、通信の秘密や個人情報、プライバシーを適切に保護しつつ、ビジネス利用も含めたその社会的利活用を促進するための所要の整理を行った。

1. 位置情報の取扱いの在り方について

- 位置情報の高いプライバシー性を踏まえ、電気通信事業者は、原則として、その提供するサービスごとに、位置情報の取得・利用・第三者提供について、個別かつ明確に利用者の同意を得ることが必要である。
- 位置情報のプライバシー性の高さを踏まえれば、同意を取得する前に、位置情報を取得されることに伴うプライバシー上のリスクについて利用者が理解できるような説明・表示を行うべきである。
- 利用者が内容を理解した上で同意するためには、位置情報の種類、利用目的、第三者提供の有無といった特に重要な点について、概要として説明・表示し、詳細については別途誘導して説明するといった対応が推奨される。
- 位置情報取得等の取扱いでは、利用者が事後的に同意内容を変更できる機能が設けられることを原則とすべき 等

2. 位置情報の加工(いわゆる匿名化)について

- 位置情報の加工方法について、具体的な手法を整理
- 再特定化・再識別化が不可能又は極めて困難と言える程度に加工(「十分な匿名化」)された場合には、個人を特定されるリスクが大きく低減されており、利用者の同意なく利用・第三者提供が可能。
- 内閣官房IT総合戦略本部パーソナルデータに関する検討会での検討を踏まえつつ、(仮称)個人特定性低減データとして想定される位置情報の加工等について検討。
- 加工の結果、利用者の同意なく利用・第三者提供が可能となったとしても、事業者と利用者の信頼構築の観点等から、利用者に対して、その位置情報の取扱い(加工の方法や第三者提供に関する事項等)について、位置情報の取得時における同意取得の場面での説明・表示に加えて行う等により、利用者に分かりやすく説明・表示をすること、利用者関与の手法としてオプトアウト機能が設けられることが望ましい。 等

3. 通信の秘密に該当する位置情報について

- 通信の秘密に該当する位置情報を加工した上で利用・第三者提供することは、利用者の有効な同意がない限り、通信の秘密の侵害に該当し得る。
- その上で通信の秘密に係る位置情報を「十分な匿名化」をした上で利用・第三者提供することについて、
 - ① 対象となる情報の範囲が、通信内容以外の通信の構成要素のうち、通信の場所、日時及び利用者・端末識別符号に限定されること、
 - ②～④ (略)のすべての要件を満たしている場合であれば、契約約款等に基づく事前の同意であっても、有効な同意ということができると考えられる。なお、後述のとおり、「十分な匿名化」の水準や加工の方法・管理運用体制等については、実証・検証していくことが必要である。

4. Wi-Fi位置情報について

- ① 「端末利用者とアクセスポイント設置者との間の通信に基づく位置情報」: MACアドレスと紐付いて取得されること、位置情報としてのプライバシー性の高さを踏まえ、基地局に係る位置情報やGPS位置情報など他の位置情報と同様の取扱いがすることが適当
 - ② 「端末利用者がアクセスポイントから外部と通信を行うことで把握される位置情報」: 個々の通信と関係することから、通信の秘密に該当する位置情報として取り扱うことが適当。
- 位置情報を匿名化して利活用する場合、例えばアクセスポイントを設置する施設(ショッピングモール、展示会場等)等において、看板・ポスター等を掲示し、位置情報の取得・取扱い等について利用者に対し周知を行う等、その取扱いに当たってはWi-Fi位置情報の実態に配慮。

○ICTの普及により、ライフログなど多種多様な個人に関する情報を含む大量の情報(いわゆるビッグデータ)がネットワークを通じ流通する社会を迎えている。これにより、新事業の創出、国民の利便性の向上、より安心・安全な社会の実現などが期待される一方、個人に関する大量の情報が集積・利用されることによるプライバシー等の面における不安も生じている。

○情報の自由な流通とプライバシー保護等の調和に配慮したパーソナルデータの利活用のルールの明確化が必要

「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」報告書の概要

○先行的に実施すべき方向性

パーソナルデータの利活用の枠組みの体系

- ・パーソナルデータの利活用の促進と適切な保護の調和が重要
- ・パーソナルデータの利活用を円滑に進めるため、その適正な取扱いについて信頼性の確保・強化が必要不可欠
- ・パーソナルデータの利活用に関するルールの明確化が必要

保護されるパーソナルデータの範囲

- ・「個人識別性」というメルクマールは基本的には妥当であるが、プライバシーの保護という基本理念を踏まえて実質的に判断することが必要

パーソナルデータの利活用ルールの在り方

- ・データの取得の経緯(コンテキスト)や、プライバシー性の高低に応じた3類型等、パーソナルデータの取扱いのルール

パーソナルデータの利活用のルール策定の在り方

- ・「マルチステークホルダープロセス」(国、企業、消費者、有識者等、多種多様な関係者が参画するオープンな検討プロセス)を積極的に活用

パーソナルデータ利活用のルール遵守確保の在り方

- ・プライバシーポリシーを契約約款で規定、有識者からなる専門機関を設置しルールに関する判断の提示や紛争解決

パーソナルデータの保護のための関連技術の有用性(匿名化、暗号化等)

○本格的な実施のための方向性

- ・プライバシーコミッショナー制度の検討、
- ・マルチステークホルダープロセスの実効性の確保
- ・現行の個人情報保護法に関する制度整備

「パーソナルデータに関する検討会」(IT総合戦略本部)の議論に反映

個人情報保護法の改正へ

- 電気通信分野における個人情報・利用者情報等の取扱いに関する制度と現状
- 新たな課題に対するこれまでの総務省の取組
- インターネット上での個人情報・利用者情報等の取扱いに関する制度と現状
- 海外の状況

プロバイダ責任制限法

(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号))

背景

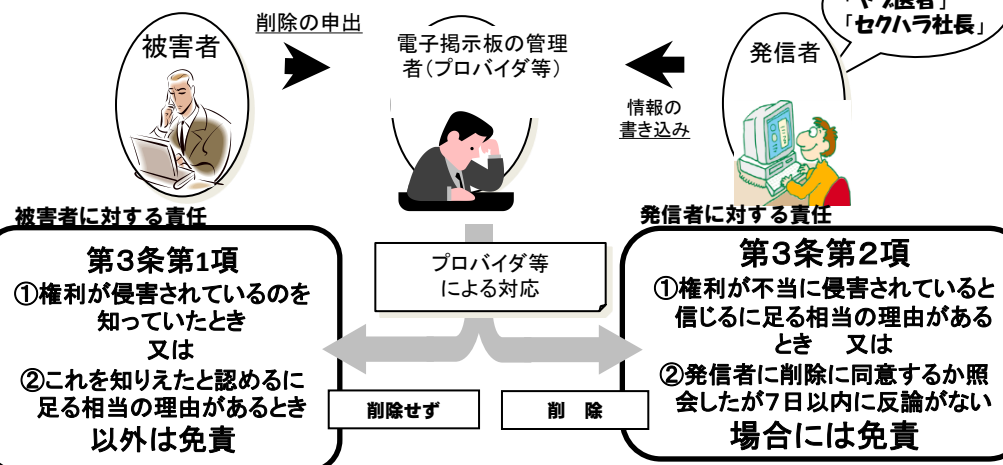
インターネット上に他人の権利を侵害する情報が流通した場合、プロバイダ等は、以下のように**権利を侵害されたとする者又は発信者から法的責任を問われるおそれがある**。

- ① 他人の権利を侵害する情報を放置 → 権利を侵害されたとする者から損害賠償請求を受ける可能性
- ② 実際は権利を侵害していない情報を削除 → 発信者から損害賠償請求を受ける可能性

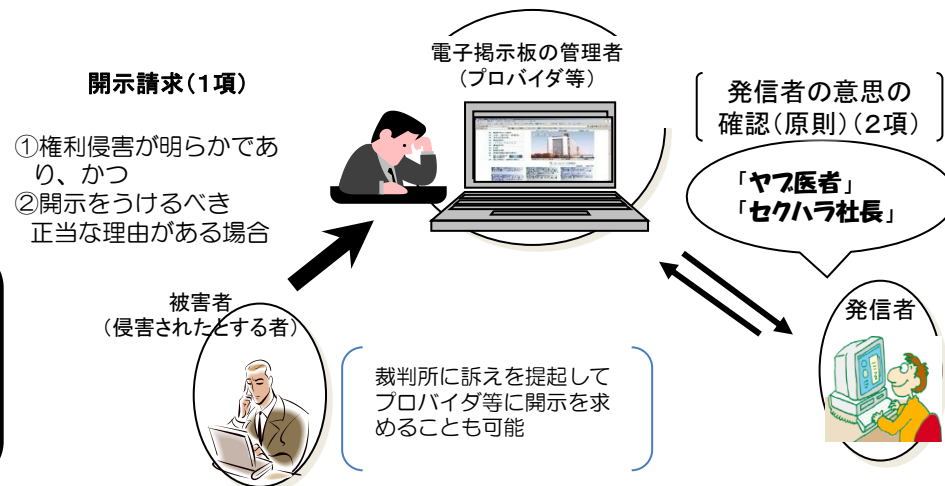
➡ プロバイダ等において「**被害者救済**」と発信者の「**表現の自由**」という重要な権利・利益のバランスに配慮しつつ、削除等が行えるようにするための法制度を整備するもの。

プロバイダ責任制限法

プロバイダ等の免責要件の明確化(法第3条)



発信者情報開示請求(法第4条)



プロバイダ責任制限法の円滑な運用のため、業界団体や権利者団体等から構成された「プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会」において、実務上の行動指針となる「ガイドライン」を作成（総務省はオブザーバー参加）。

名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン（平成14年5月）

○インターネット上で名誉毀損・プライバシー侵害があった場合に関し、被害者や法務省人権擁護機関等からプロバイダ等への削除要請の統一的手順・様式について記載。

著作権関係ガイドライン（平成14年5月）

○インターネット上で著作権侵害があった場合に関し、権利者からプロバイダ等への削除要請の統一的手順・様式、信頼性確認団体を通じた削除の申出のスキーム等について記載。

商標権関係ガイドライン（平成17年7月）

○インターネットオークション等で商標権侵害があった場合に関し、商標権侵害の具体例、ネットオークション事業者等への削除要請の統一的手順・様式、信頼性確認団体を通じた削除の申出のスキーム等について記載。

発信者情報開示関係ガイドライン（平成19年2月）

○インターネット上で権利侵害があった場合に関し、被害者等からプロバイダ等への発信者情報開示請求の統一的手順・様式及びプロバイダ等における発信者情報を開示できる場合を可能な範囲で明確化した判断基準について記載。

「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」とともに、業界4団体(※)による違法情報等対応連絡会において、電子掲示板の管理者やインターネットサービスプロバイダー等が自らの提供するサービスの内容に応じて、自らが必要とする範囲内で契約約款に採用してもらうことを目的として平成18年11月に策定。

※(社)電気通信事業者協会、(社)テレコムサービス協会、(社)日本インターネットプロバイダー協会、(社)日本ケーブルテレビ連盟

(1) 電子掲示板等のサービス内における禁止事項を列挙

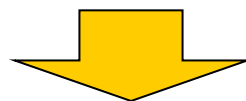
- 他者のプライバシー、肖像権を侵害する行為等
- 他者を誹謗中傷・侮辱し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為等
- わいせつ、児童ポルノ、児童虐待等の画像の送信及びそれらの販売に関する行為等
- その行為が上記のいずれかに該当することを知りつつ、それを助長する態様等でリンクをはる行為
- 犯罪や違法行為に結びつく情報や誹謗中傷、プライバシー侵害の掲載を助長する行為 等

(2) 情報の削除等の対応（警告、削除要請、削除等）

契約者によるサービスの利用が(1)の禁止事項に該当する場合などには、当該情報の削除等の対応を行う

(3) 利用の停止

(4) 解約



モデル約款を示すことにより、各社における約款・利用規約等の整備を促し、電子掲示板の管理者等によるこれらの情報に対する契約等に基づく対応を効果的に支援

インターネット上に流通した情報による被害に関係する一般利用者、学校等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についての的確なアドバイス等を行う「違法・有害情報相談センター」を平成21年度より総務省事業として設置・運営。

関係法令

- ・プロバイダ責任制限法・ガイドライン
- ・青少年インターネット利用環境整備法 等

違法・有害情報相談センター

<http://www.ihaho.jp/>

法務アドバイザー等

問い合わせへの
対応、助言

削除してよ
いのか？

訴訟を起こ
されたらど
うしよう

相談・問い
合わせ

具体的対応方法
のアドバイス

啓発・研修（セミ
ナーの開催等）

電気通信事業者

掲示板の管理者

学校等関係者

消費者相談セン
ターの相談員等

ウェブサイト
監視事業者

インターネット
利用者

インターネット上の違法・有害情報の氾濫、ランキングサイト等の新たな事案

- 電気通信分野における個人情報・利用者情報等の取扱いに関する制度と現状
- 新たな課題に対するこれまでの総務省の取組
- インターネット上での個人情報・利用者情報等の取扱いに関する制度と現状
- 海外の状況

分野横断的な個人情報保護法は存在しない

(民間部門)

政府部門

プライバシー法
(Privacy Act of 1974)

健康情報等

医療保険の
相互運用性
及び説明責
任に関する
法律
(HIPPA)

信用情報

公正信用報
告法(FCRA)

通信分野

電子通信プ
ライバシー法
(ECPA)

金融部門

金融サービス
近代化法
(Gramm-
Leach-Bliley
Act)

児童のプライ
バシー

児童オンライ
ンプライバ
シー保護法
(COPPA)

自主規制

(参考) EU・米国間のセーフハーバーの枠組み(2000年7月)

商務省

企業

FTC

セーフハーバー原則

- ① 告知: 利用目的等の告知
- ② 選択: オプトイン、オプトアウトの
機会の提供
- ③ 第三者への提供: 告知と選択の原
則の適用等
- ④ セキュリティ
- ⑤ データの完全性
- ⑥ アクセス; 開示、訂正、変更、削除
請求
- ⑦ 執行

- セーフハーバー原則遵守の宣言
- プライバシーポリシーを公表
- セーフハーバー原則の遵守の確約書を商務省に提出
- 商務省は当該企業名等をウェブサイトに掲載

【違反行為が発覚した場合】

- 「不公正又は欺瞞的な行為又は慣行(unfair or deceptive acts or practices)」(FTC法第5条)として、排除措置・課徴金等の対象
- 民事責任も問われる。

プライバシー権利保護章典(2012年2月 ホワイトハウス発表)

- 消費者のオンライン・プライバシー保護のため、消費者が自らの個人データに関して有する権利を明記。
- 以下の7箇条を規定。
 - (1)個人による管理、(2)透明性、(3)経緯の尊重、(4)安全性、(5)アクセスと正確性、(6)対象を絞った収集、(7)説明責任

急速に変化する時代における消費者プライバシー保護についての報告書(2012年3月連邦取引委員会(FTC)発表)

- 消費者のプライバシー保護のため、企業が採用すべき行動枠組みを提示する報告書を公表。
- (主な枠組み)
 - (1) Privacy by Design : 企業は、商品・サービス開発のすべての段階において、消費者のプライバシー保護を促進すべき
 - (2) Simplified Consumer Choice : 企業は、消費者の選択権をシンプルにするべき
 - (3) Greater Transparency : 企業はプライバシーの取扱いの告知やアクセス権の透明性・消費者教育により理解を増進させるべき

FTCスタッフレポート「モバイル・プライバシー・ディスクロージャーズ」(2013年2月連邦取引委員会(FTC)発表)

- プラットフォーム事業者(OS事業者)、アプリ開発者、広告ネットワーク事業者、アプリ開発事業者の業界団体及び関係有識者等に対し各々の果たすべき役割を示す。
- FTCは同スタッフレポートがNTIA(米国商務省・国家電気通信情報庁)によるマルチステークホルダー会合における議論への有益なインプットとなることを期待している。


「ビッグデータとプライバシーに関する調査・検討結果」(2014年5月ホワイトハウス発表)

- ビッグデータが社会・経済のあらゆる側面において大きな可能性をもたらすものである一方、プライバシーや社会的差別等への将来的な懸念がある旨を言及し、ビッグデータの便益を享受できるよう提言。
- ビッグデータの便益を享受できるよう、以下6項目への対処及び懸念の払拭をすべき旨を提言。
 - (1)「消費者プライバシー権利章典」の発展、
 - (2)データ漏えい報告に関する連邦レベルでの立法、
 - (3)非米国民へのプライバシー保護の拡大、
 - (4)学校で収集される各生徒に関するデータの教育目的での利用の確保、
 - (5)差別を回避するための技術的専門性の拡大、
 - (6)電子通信プライバシー法の改正

個人データ保護指令(1995年)

「個人データ処理及びデータの自由な移動に関する個人の保護に関する指令(95/46/EC)」

(主な内容)


- (1) データ内容に関する原則(特定された明示的かつ適法な目的のための取扱い等)
 - (2) データ取扱いの正当性の基準(データ主体の明確な同意等)
 - (3) センシティブデータ※の取扱い ※人種又は民族、政治的見解、宗教的又は思想的信条、労働組合への加入、健康又は性生活に関するデータ
 - (4) データ主体のデータへのアクセス権
 - (5) 取扱いの機密性及び安全性
 - (6) 第三国への個人データの移転に関する規律(第三国が十分なレベルの保護措置を確保していることを条件とする等)
 - (7) 独立した監督機関
- 

e-プライバシー指令(2002年、2009年改正)

「電子通信部門における個人情報処理とプライバシーの保護に関する指令(2002/58/EC)」

(主な内容)

- (1) Cookieの利用に当たって内容を明示しオプトインによる利用者同意を求める
- (2) ロケーションデータを利用する際にオプトインによる利用者同意を求める

- ◆ 急速な技術進展
 - ◆ 情報の共有・収集規模な急増
- 

EU個人データ保護規則案 ※2012年1月25日欧州委員会提案、2014年3月欧州議会にて修正案可決。現在欧州理事会で審議中。

→次ページ詳細

個人データ保護規則案は、2012年1月25日に欧州委員会によって提案され、2014年3月に欧州議会において修正案が採択された。今後規則成立のためには、欧州理事会・欧州議会・欧州委員会の三者協議での合意が必要となる。

個人データ保護規則案の主な内容(※欧州議会による修正案)

(1) EU域内における規制の単一化・簡素化

- ・EU法令が全加盟国に同一に適用されるよう、国内法制化の不要な「規則」に変更
- ・事業者による事務負担の簡素化(事業者がEU域内のうちのデータ保護当局の承認を得れば他国の当局からの承認を不要とする制度の導入)
- ・EU加盟国のデータ保護当局間の調査協カメカニズムの創設

(2) より強固な個人データ保護ルールの整備

- ・「消去する権利」(right to erasure) (当初案「忘れられる権利及び消去する権利」(right to be forgotten and to erasure))
本人からデータの消去の求めがあった企業は、そのデータが他の事業者複製されている場合は、データの消去要請があったことを、その事業者に対して通知しなければならない。通知を受け取った事業者には、そのデータを消去する義務が発生する。
- ・「プライバシー・バイ・デザイン」原則の導入
- ・個人データ漏えい時の通知義務
- ・ユーザーの個人情報収集が、ユーザーの同意の下に行われた場合であっても、ユーザーはいつでも同意を取り消すことができる。
- ・プロファイリング規制(職務実績、経済状況、位置、健康状態、言動の分析のための個人データの使用は、法的もしくは契約上の本人同意に基づかなければならない。)

(3) データ保護に関するグローバルな課題への対応

- ・EU域内居住者に対する商品・役務の提供を行う場合、域外の事業者による個人データの取扱いにも効力を及ぼすための規定を整備
- ・EU域内から域外の第三国への個人データの移動に関するルールの明確化・簡素化

(4) その他

- ・規則に違反した際の課徴金の導入(最大1億ユーロ又は企業の全世界での売上高の最大5%相当額の課徴金) 等